（郵便局雙印）　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

第千二百四十二號　火曜日
明治十九年四月六日
雇丙戌三月三日（丙、申）
日出午前五時四十一分　日入午後六時二十四分
月出午前六時四十二分　月入午前七時五十一分
潮汐午前六時零五分　午後七時零五分
（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報購約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又請金相切レ候ヘハ其日限ノ新報ノ送送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御拂附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度書面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御送送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御確認被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ル ニ付此日マデハ新報送送仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレハ（東京麻布本村）ニテ受取ルベキ様御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候節御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候ケ苦シカラズ候

○時事新報購約購讀ノ請書ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先ヲ御取替ヘ被成度節ハ新舊所方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並送料を申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

日本國の鉄道事業　十七

米國鉄道の營業費ハ決して不廉ならず

米國鉄道れ建築費用は廉ゐして且つ危險の度の寡き次第ゑ前數節に於て既ゑそれ大略を述べたるにより次に議論穿索の順序とゑて然らば米國鉄道の營業費は如何なるものか縱へ建築費の項に於てハ儒けありとも若し營業費の意外に嵩みて其差引計算の後折角に廉き建築費も營業費不廉に押されて却て損失となる虞なしとも云ふ可らず鉄道事業にて不案内なる我輩おれども苟くも日本の鉄道と米國風に模倣すべきと主張するからには多少この邊の勘辨も無かる可らざるの道理にして事實米國鉄道營業費の他國よりも多きとは我輩決してこれと匿さず有の儘に明言して少しも憚る所あらざれども翻かゐろれ多きと云ふ多量の度は亦甚だ僅少ゑしてこれゲ爲めゑ工費の低廉なる利益をば蔽ふに足らざるなり昨年十二月十二日發兌のレールウェー レヴヒューに亞米利加工師協會會誌の始末を載せたる項中に左れ一節あり即ち英米二邦の鉄道比較論あり曰く

前略、英國鉄道一英里間に建築費用ハこれと米國の鉄道ゑ比して三倍以上の高値ゑ當れども更に毎年の營業費用と比較するとゑは英國の鉄道は米國に比ゑて僅ゐ八分の費用と節し得るに過ぎざるなり言葉を換へて之と顯はせば英國の鉄道は營業費に十二分の一（即ち百に付き八）の節儉と行はんが爲め建築費に於て米國よりも三倍以上の損失を招く者なり又右の外に線路の保護方機關車の入費或は諸車の修繕費に就き夫々兩國鉄道の費用を對照しさらんにハ一層米國鉄道の利益と明示するに足るなり蓋ゑ此等の費目中九割以上の部分を占ひるものハ人夫の費用、薪炭、鋼鉄の諸項あるゑ千八百八十三年れ調べにてハ此諸項の費用ハ英國に比して米國の方不廉なると二割五分ありと云へば其實、米國鉄道の營業費用ハ人夫材料の爲めゑ餘計れ金を失ふものあり若しもみれ等の差引を附け双方互に同ゑ位地ゑ在るものと假定したる後ちに其營業費の割合と比較ゑたらば米國鉄道營業費の英國よりも廉ゐると推して知るべき理ゑり畢竟米國の鉄道ハ斯く不便利の位地に立ちながらも旅客の賃銀幷ゑ貨物の運賃は英國鉄道に比して大ゑ低廉たるゐり云々

右の所説ゑ由て見るときハ米國の鉄道は其營業費も左ゑで不廉なるに非ずゑて建築費に至ては他國ゑ比ゑて頗る廉なるゲ如し何ゑにも其外見の裝飾を省く等の故を以て然るものあらん、文明社會の事にハ裝飾も甚だ大切なりと雖ども國の貧富、事の緩急もあるまとなれど我輩は枉ゲても米國風ゑ從はんと欲せる者ゐり鉄道營業費の中に二樣の區別ゐり一と修繕費と云ふ諸車家屋、橋梁、線路その他一切鉄道器具の保存維持に關するもの、二を運轉費と稱し列車掛り幷に各停車場掛りの給料その他一切の汽車運轉ゑ關せる雜費と包括せるなりゑの事に就き議論の經左と取らん爲め柳原浩邊氏著鉄道經濟論の中より抜きたる一節ハ下の如し

營業費割合表

	割分、厘毛
諸車修繕	一七、九二
家屋修繕	二、四二
垣及び踏切路修繕	八一
橋梁修繕	二、六一
線路修繕	二〇、〇一
諸道具幷ゑ諸機械修繕	一、六四
以上修繕費	四五、四一
薪炭費	一三、六一
脂油幷糸屑	一、三一
出店手代給料	、八四
諸車掛幷ゑ印刷物費	、七八
列車掛人給料	一三、〇九
各停車場掛人給料	一五、三四
一般事務費	一、二二
借地借家税	、三三
紛失幷損害償却費	一、五二
雜費	一、四九
營業税	五、〇六
以上運轉費	五四、五九
營業費	一〇〇、〇〇

前表ゑ據れハ鉄道營業の費目中に重ゐるものれは線路の修繕第一にして次に諸車修繕次に停車場掛り役人れ給料次ゑ薪炭費次ゑ列車掛人の給料ゑして其他れ費目は數ふるに足らざるゆゑなることを省き以上諸費目中ゑ入費の最も嵩ひもれハ勞費なると素より論を待たず蓋し薪炭軌條木材等の價額も僅少ゑはあらざるべけれども諸車線路の修繕ゑは職工役夫れ賃錢第一の巨額と占ひると以て米國の如き人一日一弗の賃錢と常とする邦國ゑ於ては營業費の隨て增加する實ゑ已み難き次第ゑいなれども給金の廉なる日本人をこれに差替へて更に米國風に鉄道の業と營むものとせば其費用れゐれに準して低廉なる可きは當然の事ゐらんのミ（未完）

官報

○大藏省令第十二號

高等官俸給支給細則左ノ通相定ム

明治十九年四月五日　大藏大臣伯爵松方正義

高等官俸給支給細則

第一條　高等官ノ年俸ハ之ヲ四分シ二月五月八月十一月ノ四期ニ於テ之ヲ支給スルモノトス○第二條　俸給ノ支給ハ新任轉任轉俸減俸共總テ發令ノ翌日ヨリ起算シ其當月分ハ日割ヲ以テ計算スルモノトス○第三條　廢官退官及ヒ死亡ノ時ハ當月分ノ俸給ヲ支給シ日割ヲ以テ計算セス○第四條　非職廢官退官ノ者事務引繼變務取調ノ爲メ特ニ命ヲ承ケ公務ニ從事スルトキハ其間尚ホ從前ノ俸ヲ給與ス○第五條　願濟休暇旅行ノ者及ヒ私事ノ故障（自己ノ病氣ヲ除ク）ニ由リ上廳セサルモノ三十日以後ハ日割ヲ以テ俸給ノ半額ヲ減スルモノトス○第六條　病氣（轉地療養トモ）ニ由リ上廳セサルモノ九十日以後ハ日割ヲ以テ俸給ノ半額ヲ減スルモノト但公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ此限ニアラス○第七條　優恩ニ由リ賜暇休養及ヒ養中ノ休暇ハ第五條及ヒ第六條ノ限ニアラス○第八條　兼官ノ增俸ハ其兼任廳經費ノ內ヨリ支給スルモノトス○第九條　各廳俸給ノ支給ハ左ノ日割ニ依ルモノトス但休日ニ當ルトキハ順延トス　四日（內閣、外務省、內務省、大藏省）五日（總理省、海軍省、司法省、文部省）六日（農商務省、遞信省、元老院、會計檢査院）○第十條　轉任ノ場合ニ於テハ發令ノ日マテ前任廳ニテ其俸ヲ支給スルモノトス○第十一條　轉任ノ時前任廳ニ於テ俸給ノ過渡アルトキハ前任廳ヨリ直ニ之ヲ前任廳ニ返付ス○第十二條　降等減俸賜暇旅行病氣其他ノ事故ニ由リ俸給ヲ追徵スヘキモノアルトキハ次期ノ俸給ヨリ差引計算スルモノトス○第十三條　非職ノ時其追徵スヘキ金額ハ大藏省ヨリ會計支給ヲタル官廳ニ返付シ大藏省ハ次期ノ俸給ヨリ差引計算スルモノトス○第十四條　會計ヲ異ニスル廳ヨリ官吏ヲ借用スルトキハ其間ノ俸給ハ日割ヲ以テ借用廳ヨリ該官吏所屬ノ廳ニ返付ス○第十五條　第五條ノ場合ト第六條ノ場合ト相續テ起ルトキ其ノ第五條ニ始マリ第六條ニ終レハ其間通算シ九十日ノ後俸給ヲ減シ第六條ニ始マリ第五條ニ終レハ其間通算シ三十日ノ後俸給ヲ減ス○第十六條　日割計算ノ法ハ年俸十二分ノ一ヲ以テ一箇月分トシ其月ノ現日數ニ割合計算スルモノトス

○德島縣船舶檢査　德島縣ゑ於ては和歌山縣虎列刺流行蔓延の勢あるに付き今度該地方より來たる船舶と名東郡古川村、津田浦、藤蒲郡小松島浦、那賀郡中島浦、橘浦、海部郡浅川浦、日和佐浦、宍喰浦、板野郡堂浦、岡崎の十一村に於て檢査と施行せ（德島縣報告）

○虎列刺患者　愛媛縣に於て虎列刺患者は去月廿五日一人（汽船より上陸の者）同三十日一人にして孰も死亡せり（德島縣報告）

（以上三件本年四月五日官報）

雜報

○米國と支那　去月の初め米國華盛頓のクリチック新聞に記ゐたる處を見るに大紐奧リヴランド氏か先に支那人攻擊一件ゑ付政府を議會に下すゑ至りたる次第は初め桑港ゑ在る清國領事が彼ロック スプリング騷動の顚末と取調べし處全く同鑛山の役夫等が罪もなき支那人等に對して殘酷なる暴舉を加へたる事と見認め且つ其暴害と加へたる役夫共ハ米國人なりと思ひて右の報告書と華盛頓ゐる支那公使館ゑ送りしかば公使館より之を本國政府ゑ廻達せしに清國公使は本國政府より合衆國に向ひ同國政府が全く ロック スプリングの騷動と預り知らざる事と暴徒等と相當の刑ゑ處し若ゑ彼騷動に支那人が殺さるゝたる證據ゐらば其罪人と死刑に處する事と合衆國より被害者に償金を拂ふ事との諸件と要求せべ旨の訓令を受けさり而して此要求は取も直さず最後の談合ゑして若し米國政府が此等の要求ゑ應せざるときと支那政府は直ちゐ自ら米國人民より償金と取集ひべしとれ事なりし右の次第にて大統領ゑも右の教書に支那に對して償金を拂ひ支那公使が本國ゑ歸るべ之聞く處に節此事ゑ付大統領ゑ上申する筈なり聞くゑあることを理會せるものゐりと見ゐる

○又々暴人　五月ニ日ニエと云へる暴人せしが今又三日里の商人大取引れぬ男が立上ゐ懷中より爆發水ゐり居る中に投入子は何人にも申に怪我人もなゐ

け打ちに三發を威に恐れて敢て顏にて無政府て一時立會しが暴人は直ちに れは人々漸く

といふ

○英國東洋新聞　英國殖民事務ゑ特別の委員と日本及び香港利害と爲ゐ

りと云ひし由

クリナルド氏い

と接種ゑて太平政府と條議を して若干の補

度の自由貿易政

ゐを承認ゑ

○各軍艦碇泊　碇泊ゐ取調べた

雷電（千代田形

賀、富士山、長

カツスル港　筑

○新造十三艘　より到着の筈

に佛國より若

て效功又ハ製

濱造船所にて

あれば來る二十

合ありと

○朝鮮日誌　第

○三月一日ゑ